浦添市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払いに関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和　8　年 10 月 13 日

浦添市長　松　本　哲　治

浦添市告示第 120 号

浦添市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払いに関する規程の一部を改正する告示

浦添市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払いに関する規程（平成28年告示第152号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「受領委任払い事業者登録申請書（様式第１号）」を「（福祉用具購入費・住宅改修費）受領委任払事業者登録申請書」に改め、同条第３項中「受領委任払い事業者登録決定（却下）通知書（様式第２号）」を「受領委任払事業者登録決定（却下）通知書」に改める。

第６条第１項中「受領委任払い事業者登録事項変更届出書（様式第３号）」を「（福祉用具購入費・住宅改修費）受領委任払事業者登録事項変更届出書」に改め、同条第２項中「受領委任払い事業者登録廃止届出書（様式第４号）」を「（福祉用具購入費・住宅改修費）受領委任払事業者登録廃止届出書」に改める。

第７条第２項中「受領委任払い事業者登録取消通知書（様式第５号）」を「受領委任払事業者登録取消通知書」に改める。

第８条中「（様式第６号）」を削り、「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）（様式第７号）」を「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給事前申請書（受領委任払用）」に改める。

第９条第１項中「福祉用具購入費不支給決定通知書［受領委任］（様式第８号）」を「介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給（不支給）のお知らせ（受領委任払）」に、「住宅改修費不支給決定通知書［受領委任］（様式第９号）」を「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給（不支給）のお知らせ（受領委任払）」に改める。

第11条中「事項」の次に「及び使用する様式」を加える。

様式第１号から様式第９号までを削る。

附　則

この告示は、令和８年10月13日から施行する。

浦添市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払いに関する規程（平成28年告示第152号）新旧対照表

現行	改正後（案）
浦添市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払いに関する規程 平成28年９月30日 告示第152号	浦添市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払いに関する規程 平成28年９月30日 告示第152号
（事業者登録） 第４条　〔略〕 ２　事業者登録を受けようとする事業者は、受領委任払い事業者登録申請書（様式第１号）により市長に申請するものとする。 ３　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上で、登録の可否を決定し、受領委任払い事業者登録決定（却下）通知書（様式第２号）により事業者に通知するものとする。	（事業者登録） 第４条　〔略〕 ２　事業者登録を受けようとする事業者は、（福祉用具購入費・住宅改修費）受領委任払事業者登録申請書により市長に申請するものとする。 ３　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上で、登録の可否を決定し、受領委任払事業者登録決定（却下）通知書により事業者に通知するものとする。
（変更の届出） 第６条　登録事業者は、事業所の名称及び所在地その他の登録事項に変更があったときは、速やかに受領委任払い事業者登録事項変更届出書（様式第３号）により市長に届け出るものとする。 ２　登録事業者は、事業者登録を廃止しようとするときは、速やかに受領委任払い事業者登録廃止届出書（様式第４号）により市長に届け出るものとする。	（変更の届出） 第６条　登録事業者は、事業所の名称及び所在地その他の登録事項に変更があったときは、速やかに（福祉用具購入費・住宅改修費）受領委任払事業者登録事項変更届出書により市長に届け出るものとする。 ２　登録事業者は、事業者登録を廃止しようとするときは、速やかに（福祉用具購入費・住宅改修費）受領委任払事業者登録廃止届出書により市長に届け出るものとする。

（事業者登録の取消し）

第７条　〔略〕

２　市長は、前項の規定により事業者登録を取り消したときは、受領委任払い事業者登録取消通知書（様式第５号）により当該事業所に通知するものとする。

（支給申請）

第８条　受領委任払いにより福祉用具購入費又は住宅改修費の支給を受けようとする居宅要介護等被保険者は、第２条に規定する要件を満たした上で、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）（様式第６号）又は介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）（様式第７号）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

（支給の決定及び支払）

第９条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、支給又は不支給を決定する。この場合において、不支給を決定したときは、福祉用具購入費不支給決定通知書［受領委任］（様式第８号）又は住宅改修費不支給決定通知書［受領委任］（様式第９号）により、通知するものとする。

２・３　〔略〕

（雑則）

第11条　この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（事業者登録の取消し）

第７条　〔略〕

２　市長は、前項の規定により事業者登録を取り消したときは、受領委任払事業者登録取消通知書により当該事業所に通知するものとする。

（支給申請）

第８条　受領委任払いにより福祉用具購入費又は住宅改修費の支給を受けようとする居宅要介護等被保険者は、第２条に規定する要件を満たした上で、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）又は介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給事前申請書（受領委任払用）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

（支給の決定及び支払）

第９条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、支給又は不支給を決定する。この場合において、不支給を決定したときは、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給（不支給）のお知らせ（受領委任払）又は介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給（不支給）のお知らせ（受領委任払）により、通知するものとする。

２・３　〔略〕

（雑則）

第11条　この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項及び使用する様式は、市長が別に定める。

様式第１号（第４条関係） 〔略〕	〔削る〕
様式第２号（第４条関係） 〔略〕	〔削る〕
様式第３号（第６条関係） 〔略〕	〔削る〕
様式第４号（第６条関係） 〔略〕	〔削る〕
様式第５号（第７条関係） 〔略〕	〔削る〕
様式第６号（第８条関係） 〔略〕	〔削る〕
様式第７号（第８条関係） 〔略〕	〔削る〕
様式第８号（第９条関係） 〔略〕	〔削る〕
様式第９号（第９条関係） 〔略〕	〔削る〕